

様

地域密着型通所介護
日常生活支援総合事業
(横浜市通所介護相当サービス)
契約書

地域密着型所介護
日常生活支援総合事業(横浜市通所介護相当サービス)
重要事項説明書

地域密着型所介護
日常生活支援総合事業(横浜市通所介護相当サービス)
利用契約書



地域密着型通所介護・
日常生活支援総合事業（横浜市通所介護相当サービス）
重要事項説明書

1. 事業者の内容

名称・法人種別	株式会社 P R E S E N C E		
代表者氏名	三戸 究允		
所在地(住所)	横浜市金沢区六浦南四丁目 16 番 27 号		
業務の概要	介護事業（デイサービス）		
事業所数	地域密着型通所介護事業所 （横浜市通所介護相当サービス）		2 箇所

2. 通所介護事業所の概要

事業所名	地域密着型通所介護・日常生活支援総合事業事業所（横浜市通所介護相当サービス） デイサービス プレゼンス		
所在地	神奈川県横浜市港南区港南台 3 丁目 22-11		
事業者指定番号	1473102224		
管理者・連絡先	池山 貴紀		
	TEL：045—374—3292		
	FAX：045—374—3293		
第三者評価実施状況	無し		

3. 職員の体制

職員の種類	業務内容	員数	常勤	非常勤	保有資格等
管理者	事業所の従業員の管理および儀用務の管理を一元的に行う	1	1	0	介護初任者研修
生活相談員	指定通所介護の利用申し込みおよび相談業務等を行う	3	3	0	介護福祉士 介護初任者研修
介護職員	利用者に対する日常生活のケア等必要な介護業務を行う	5	3	2	介護福祉士 介護初任者研修
機能訓練指導員（兼務）	利用者に対する必要な機能訓練を行う	2	1	1	あん摩マッサージ指圧師 理学療法士

（令和4年12月1日現在）

4. 事業の実施地域

送迎サービスを提供する対象地域	港南区全域、栄区全域、磯子区全域、戸塚区全域
-----------------	------------------------

*上記地域以外の方でも、ご希望の方はご相談ください。

5. 営業日および営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで（祝日営業）
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時20分から午後4時30分まで
定休日	日曜日
休業日	12月30日から1月3日まで

営業時間外のご連絡：045-374-3292

6. 当事業所の設備等

定員	10名	静養室	1
食堂兼機能訓練室	1室 31.88㎡	相談室	1
浴室	一般浴槽がありません。		

7. 提供するサービス内容

レクリエーション	音楽、遊、趣味・思考を凝らした各種レクリエーションを行います。
機能訓練	心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
生活相談	ご利用者の生活、今後の対応、ご家族のご要望等を含め、相談に応じます。
食事	昼食およびおやつを提供いたします。
入浴	入浴（着脱衣・洗身等）に関する支援を行います。
送迎	ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。
その他	その他必要に応じ、介護サービスを提供いたします。

8. 利用料金

(1) 地域密着型通所介護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣又は横浜市長が定める基準によるものとし、当該地域密着型通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする詳細は料金表のとおりとする。

(2) キャンセル規定

- ・利用予定日の前に、ご契約者の都合により、地域密着型通所介護・日常生活支援総合事業（横浜市通所介護相当サービス）の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- ・利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	利用料の100%

*ご利用日の前日が、当所の休みの日の場合はご注意ください。

*キャンセル料は食事代800円となります。

*ご連絡先 045-374-3292

(3) 利用料金の支払方法

利用料金のお支払は、原則として口座引落とさせていただき、当月分の利用料金は翌月20日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に引き落としとなります。

また、銀行振込または現金支払の場合は、当月分の利用料を翌月20日払いただきますと、領収書を発行します。

9. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

サービスの提供の依頼を受けた後、契約を結び、地域密着型通所介護・横浜市通所介護相当サービス計画を作成し、サービスの提供を開始します。

*居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

ア. ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。なお、文書は当方で用意してありますので、必要なときはお申し付けください。

イ. 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1か月前までに文書で通知いたします。

ウ. 自動終了

以下の場合、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合や被保険者資格を喪失した場合

エ. 日常生活支援総合事業・横浜市通所介護相当サービスご利用について

- ・月のサービス利用日や回数については、ご利用者の状態の変化、介護予防計画に位置づけられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

- ・ご利用者の体調不良や状態の改善等により、横浜市通所介護相当サービス計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または横浜市通所介護相当サービス計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割り引きまたは増額はしません。
- ・ご利用者の状態の変化等により、サービス提供量が横浜市通所介護相当サービス計画に定めた実施回数、時間等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整のうえ、横浜市通所介護相当サービス計画の変更または要支援認定申請、要介護認定申請の援助等必要な支援を行います。
- ・月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり、月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。
 - ① 月の途中で要介護から要支援に変更となった場合
 - ② 月の途中で要支援から要介護に変更となった場合
 - ③ 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
- ・月の途中で要支援度に変更となった場合には、日割り計算によりそれぞれの単価に基づいて、利用料を計算します。

オ. その他

- ・当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が倒産した場合、ご利用者は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。
- ・ご利用者が、サービス利用料金の支払いを2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内にお支払がない場合、またはご利用者やご家族などが当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、直ちにサービスを終了させていただく場合がございます。

10. 当社の地域密着型通所介護・横浜市通所介護相当サービスの特徴

(1) 事業の目的

株式会社PRESENCEが開設するデイサービスプレゼンス（以下「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護〔通所型サービス（介護予防通所介護相当）〕の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態〔介護予防にあつては要支援状態〕にある高齢者等（以下「要介護者〔要支援者〕」という。）に対し、適正な地域密着型通所介護・横浜市通所介護相当サービスを提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

- 1 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。
- 2 地域密着型通所介護事業所の従業者は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 3 通所型サービス(介護予防通所介護相当)事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、老人介護支援センター、地域のボランティア団体、老人クラブ、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) 地域密着型通所介護・横浜市通所介護相当サービスの提供概要

通所介護サービスの提供にあたっては、ご利用者の意思および人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ち、ご利用者に提供されるサービスが特定の利用者に偏ることのないよう、公平中立なサービス提供をいたします。

1 1. 事故発生時の対応

- (1) 事故が発生した場合は、ご家族に報告すると共に、事前の打ち合わせに基づき、適切、かつ、誠実な対応を行います。また、直ちに事故に至った経緯および態様を調査し事実を正確に把握します。
- (2) 事故発生後はできるだけ速やかに市区町村および関係機関へ正確に事故発生を報告をします。
- (3) 発生した事故は二度と繰り返さないための対策と予防措置を早期に実施します。

1 2. 緊急時の対応

- (1) 当事業所のサービス提供にあたり、けがや体調の急変等の事態が発生した場合は、事前の打合せに基づき、適切、かつ、迅速な応急措置を講じます。
- (2) ご利用者の生命・身体・健康に危険またはその恐れがあるときは、直ちに医師およびご家族に連絡して必要な措置を講じます。

- (3) 緊急事態が発生に至った経緯および態様を速やかに精査し、正確な状況把握に努めます。

1 3. 非常災害対策

(1) 避難対策

非常災害が発生した場合、職員はご利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路および消防署等協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。

(2) 避難訓練

非常災害に備え、定期的に地域の消防署等協力機関と連携を図り、避難訓練を行います。

(3) 防犯・防災設備

消火器・火災報知設備の設置あり

1 4. 虐待防止

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

1 5. 損害賠償

介護支援サービス提供において、当社のサービス提供に起因し、ご利用者に事故等が生じた場合は、法令および信義則に基づき、損害賠償の責を負います。

1 6. 損害保険への加入

当社は、前項による損害賠償の一部を担保するために、当社介護事業施設のご利用者全員を対象に、東京海上日動火災保険株式会社の社会福祉事業者向けの総合保険に加入しています。

1 7. 記録の保管

ご利用者の地域密着型通所介護・横浜市通所介護相当サービス提供の記録は、5年間保管し、本人およびご家族の申し出に限り、請求により本人

の記録の閲覧ができます。また、記録の写しの交付を希望する場合は、郵送料など実費相当を負担することにより、請求することができます。

18. その他運営についての留意事項

事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ② 継続研修 年6回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は、地域密着型通所介護等の提供に関する記録を整備し、保管する。

19. サービス内容に関する苦情

- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

当社お客様相談 コーナー	電話	045-374-3292
	FAX	045-374-3293
	所長	池山 貴紀
	対応時間	8:30~17:30

- 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

外部苦情申立 機関	機関名	神奈川県国民健康保険団体連合会
	連絡先	045-329-3447
	機関名	横浜市健康福祉局介護事業指導課
	連絡先	045-671-3461
	機関名	横浜市港南区役所
	連絡先	045-847-8495
	機関名	横浜市戸塚区役所
	連絡先	045-866-8452
	機関名	横浜市磯子区役所
	連絡先	045-750-2494
	機関名	横浜市栄区役所
	連絡先	045-894-8547

以上

令和 年 月 日

地域密着型通所介護・横浜市通所介護相当サービスの提供開始にあたり、ご利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 横浜市港南区港南台3丁目22-11

名称 株式会社PRESENCE

地域密着型通所介護・日常生活支援総合事業事業所
(横浜市通所介護相当サービス)

デイサービスプレゼンス

説明者

氏名 _____ 印

私は、本書面により、事業者から地域密着型通所介護・日常生活支援総合事業サービス(横浜市通所介護相当サービス)についての重要事項の説明を受け、同意のうえ交付を受けました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人または立会人

住所 _____

氏名 _____ 印 (利用者との関係)

2025. 3. 1